

第9章

戦略的国際展開と国際貢献の強化

第1節

インフラシステム海外展開の促進

1 政府全体の方向性

新興国を中心とした世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むことにより、我が国の力強い経済成長につなげていくため、政府は平成25年3月に「経協インフラ戦略会議」を設置し、国土交通大臣を含む関係閣僚が政府として取り組むべき政策を議論している。同年5月には同会議において「インフラシステム輸出戦略」を取りまとめ、22年時点で約10兆円であった我が国企業によるインフラシステムの受注を令和2年に約30兆円とすることを目標とし、毎年度改訂している。

27年5月には、今後5年間で約1,100億ドルの「質の高いインフラ投資」をアジア地域に提供することを盛り込んだ「質の高いインフラパートナーシップ」が安倍総理より発表された。政府は、本パートナーシップを通じて、民間の資金・ノウハウを更に動員し、質・量ともに十分なインフラ投資の実現を目指していくこととされた。

28年5月のG7伊勢志摩サミットに先立ち、安倍総理から発表された「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」により対象地域がアジアから世界全体に拡大され、今後5年間で約2,000億ドルの資金を供給する方針が示された。同サミットでは、「質の高いインフラ投資」の基本的要素について国際社会で認識を共有することが重要との点で一致し、「質の高いインフラ投資の推進のためのG7伊勢志摩原則」に合意した。

30年11月のAPEC貿易・投資委員会では、「開放性」、「透明性」、「経済性」、「対象国の財政健全性」等のインフラの質を確保する5要素が確認され、引き続き関係国にこれらのコンセプトの浸透を図っていくことが求められた。

令和元年6月、日本が初めて議長国を務めたG20大阪サミットでは、新興ドナー国を含むG20メンバー国が今後の質の高いインフラ投資に関する共通の戦略的方向性と高い志を示すものとして「質の高いインフラ投資に関するG20原則」が承認された。

2 国土交通省における取組み

国土交通省では、政府を挙げて取り組んでいる質の高いインフラの海外展開について、国土交通分野の関係者と情報・戦略を共有し、官民一体となった取組みを進めるため、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」を策定し、毎年改定してきた。平成31年3月の改定による「行動計画2019」では、①「川上」から「川下」までのすべての段階を通じた政府の関与の強化、②我が国企業がプロジェクトに参入しやすい環境構築に向けた政府の取組み、③我が国企業の競争力強化に向けた取組み、④プロジェクト獲得後の継続的関与に向けた取組みの4つを基本的な方針として以下のとおり各種施策を推進している。

(1) 「川上」から「川下」までのすべての段階を通じた政府の関与の強化

我が国企業が受注を獲得する案件を増やすため、案件形成前の「川上」から、施設の維持・管理や運営等の「川下」まで全ての段階を通して政府の関与を強化する。このため、国土計画やマスタープラン等の「川上」段階の計画策定から積極的な関与、我が国の強みである「質の高いインフラ」、すなわち施設の維持管理まで含めたライフサイクルコストが低廉であり、使いやすく長寿命なインフラを提供するのみならず、納期を遵守し、環境・防災面へも配慮し、将来的に現地の人材で運営できるよう人材育成も併せて行う等のコンセプトを明確にした情報発信、「川上」から「川下」まで各段階での人材育成等を実施していく。

(2) 我が国企業がプロジェクトに参入しやすい環境構築に向けた政府の取組み

① トップセールスの推進

令和元年度において、国土交通大臣は、インドネシア、ミャンマー、シンガポール等計8箇国を歴訪し、国土交通分野を担当する閣僚との協議・意見交換を行うことにより、我が国インフラシステムのトップセールスに取り組んだ。また、国土交通副大臣・大臣政務官においては、エチオピア等20箇国を訪問し、インフラニーズの見込める国に対して、我が国インフラシステムのアピールを行った。このほか、諸外国の大臣等要人の来日・表敬といった機会、セミナーの開催等を通じ、我が国インフラシステムの優位性に関する発信に積極的に取り組んだ。

コラム

トップセールスの精力的な推進

Column

赤羽国土交通大臣は、令和元年12月、国土交通大臣に就任して初の海外出張として、インドネシア、ミャンマー及びシンガポールを訪問し、国土交通分野の各プロジェクトの促進や課題解決を図るため、各国政府要人との会談を行いました。

インドネシアでは、バスキ公共事業・国民住宅大臣及びブディ運輸大臣と会談を行うとともに、ジャカルタ MRT 事業に関する ODA プレート の 除 幕 を 行 い ま し た 。 バ ス キ 公 共 事 業 ・ 国 民 住 宅 大 臣 と は 、 水 ・ 防 災 分 野 に お け る 取 組 み 、 港 湾 及 び 道 路 プ ロ ジ ェ ク ト 等 に つ い て 議 論 を 行 い 、 こ れ ら に つ い て 、 さ ら に 協 力 関 係 を 深 め る こ と を 確 認 し ま し た 。 ま た 、 社 会 資 本 整 備 及 び そ の 関 連 分 野 に お け る 協 力 関 係 の 強 化 を 図 る た め の 協 力 覚 書^{注1} に 署 名 し ま し た 。 ブ デ ィ 運 輸 大 臣 と は 、 両 国 の 象 徴 的 な イ ン フ ラ 協 力 案 件 で あ る パ テ ィ ン バ ン 港 、 ジ ャ ワ 北 幹 線 鉄 道 高 速 化 、 ジ ャ カ ル タ MRT (都 市 高 速 鉄 道) に つ い て 、 そ れ ぞ れ の プ ロ ジ ェ ク ト の 抱 え る 課 題 の 解 決 に 向 け て 議 論 を 行 い 、 引 き 続 き 協 力 を 進 め て い く こ と で 一 致 し ま し た 。 特 に パ テ ィ ン バ ン 港 に つ い て 、 日 イ ン ド ネ シ ア 共 同 運 営 を 確 実 に 行 う こ と を 改 め て 確 認 し ま し た 。

ミャンマーでは、タン・ズィン・マウン運輸・通信大臣及びハン・ゾウ建設大臣と会談を行いました。タン運輸・通信大臣とは、両国のインフラ協力案件であるヤンゴン環状鉄道、ハンタワディ空港、ティラワ港、マンダレー港等に関し、課題解決に向けて意見交換を行い、プロジェクトの促進を図ることで一致しました。また、会談後には、国土交通省と運輸・通信省間で航空分野に係る協力覚書^{注2}及び港湾分野に係る協力覚書^{注3}を締結し、今後の協力関係を一層

強化していくことを確認しました。ハン・ゾウ建設大臣とは、両国が連携して進める住宅・都市開発分野のプロジェクトや、道路・橋梁分野等について意見交換を行い、引き続き連携・推進していくことで一致しました。また、ハン・ゾウ建設大臣出席のもと、日本企業等とミャンマー建設省との意見交換会を開催し、住宅・都市開発分野における日本企業等の取組みの紹介を行うことなどを通じ、日本企業等のミャンマーでの取組みを後押ししました。さらに、ハン・ゾウ建設大臣とともに独立行政法人都市再生機構とミャンマー建設省都市住宅開発局との覚書^{注4}の署名式に立ち会いました。今後、都市再生機構が、我が国で培ったノウハウを活かし、ミャンマーにおける住宅・都市開発に一層貢献しながら、日本企業が手がけるプロジェクトの後押しをすることが期待されます。

シンガポールでは、コーインフラ統括兼運輸大臣と会談を行い、港湾、航空分野をはじめとした国土交通分野における両国間の協力を引き続き進めていくことを確認しました。特にLNGの燃料供給拠点の整備について、日シンガポール両国で連携して進めることを確認しました。

トップセールスの精力的な推進



資料) 国土交通省



資料) 国土交通省



資料) 国土交通省

- 注1** 社会資本整備及びその関連分野における能力の強化と増大を目的とした国土交通省と公共事業・国民住宅省間の協力覚書
- 注2** ミャンマーにおける空港開発、空港運営、航空交通業務の向上を図ることを目的とした国土交通省と運輸・通信省間の協力覚書
- 注3** ミャンマーにおける港湾・関連施設の開発、管理・運営、港湾振興の相互協力の促進を図ることを目的とした国土交通省と運輸・通信省間の協力覚書
- 注4** ミャンマーにおける持続可能な質の高い住宅・都市開発を推進し、投資を促す環境づくりを行い、両国の経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とした都市再生機構と建設省都市住宅開発局間の覚書

②チームジャパンの確立～独法等の知見の活用による官民一体となった海外展開～

インフラの開発・整備については現地政府の影響が強く、民間企業のみでは現地政府との連携や調整に限界がある。また、民間企業には大規模都市開発のマスタープランや水資源開発の事業計画の策定、高速鉄道の整備、空港・港湾等の運営等のノウハウが不足しており、専門分化している日本企業のコーディネイト役の不在も課題とされてきた。このため、独立行政法人等の公的機関に対し、その中立性や交渉力及び国内業務を通じて蓄積してきた技術やノウハウを活用して海外業務を行わせることにより、我が国民間企業の海外インフラ展開を促進することを目的とした「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」が平成30年8月に施行された。

本法に基づく取組事例として、令和元年7月、モンゴルに円借款で建設している新ウランバートル国際空港の運営事業について、成田国際空港株式会社を含む日本企業連合がモンゴル政府との合併会

社を通じて15年間の空港運営に参画する契約を締結した。また、同年10月、独立行政法人都市再生機構はオーストラリアの西シドニー新空港周辺開発計画について、ニューサウスウェールズ州西シドニー空港都市局とアドバイザー契約を締結し、日本国内で蓄積してきた大規模都市開発や公共交通指向型開発等に関する知見に基づき、まちづくり実現に向けた計画策定等の助言を行っている。

③増加するPPP案件への対応

世界の膨大なインフラ需要を公共投資だけで賄うことは困難であることや、新興国の中には対外債務に消極的な国もあることから、民間資金を活用する官民連携（PPP：Public-Private Partnership）への期待が高まっている。しかしながら、PPPプロジェクトを円滑に進めるための法制度が未整備であったり、相手国政府に官民の適正なリスク分担に対する理解が不十分な場合もあることから、政府としても相手国政府に環境整備を働きかけていく。

とりわけ交通・都市開発分野のプロジェクトは、初期投資が大きく資金回収までに長い期間を要することに加えて、政治リスク、需要リスク等の様々なリスクが存在するため、民間だけでは参入が困難なケースも見られる。このようなリスクを軽減し、出資や人材派遣等により事業参画を行う、我が国初のハンズオンのインフラファンドとして設立されたのが、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）である。JOINは令和元年度中に、港湾、都市開発、鉄道、道路及び物流分野において7案件の支援決定（国土交通大臣認可）を行ったところである。令和2年度は、財政投融资計画において1,210億円（産業投資604億円、政府保証606億円）を計上しており、引き続き、JOINを積極的に活用していく。

（3）我が国企業の競争力強化に向けた取組み

インフラシステムの仕様を定めるに当たっては、質の高さを維持しながらも、相手国の実情に合わせて柔軟に対応し、コストを削減する工夫の余地を残すことが望ましい。我が国のコンサルタントにはこれに対応できる提案力強化が重要であることから、その努力を促していく。また、我が国企業がコスト削減のために相手国ローカル企業と協業したり、第三国市場に展開するために当該国に強みのある外国企業と補完的連携をしたり、あるいは中堅・中小企業が海外展開する取組みを支援するため、現地企業とのマッチングの機会を提供している。我が国技術の優位性を維持するため、AIやIoT、ビッグデータを活用した新技術の海外展開に取り組むとともに、我が国のインフラに係る技術や知見の国際標準化に取り組んでいる。

（4）プロジェクト獲得後の継続的関与に向けた取組み

インフラの事業プロセス全般にわたって我が国が継続的に関与することが重要であり、施設の運営・維持管理（O&M）といった「川下」段階への参画、特に技術移転や人材育成を促進している。

海外で事業展開する企業のトラブル等の解決を支援するために相談窓口「海外建設・安全対策ホットライン」の活用や、最新の地域情勢や危機管理対策に関する情報を提供するための「海外安全対策セミナー」の開催、海外建設・不動産市場データベース等を通じた諸外国における建設・不動産市場に関する最新情報の発信、相手国における持続的なインフラの運営・維持に資する技術者・技能者層の育成支援等の取組み等、我が国企業のインフラシステム海外展開を多角的に支援する取組みを行っている。

（5）各国・地域における取組み

上記の取組み以外にも、各地域・国との間でインフラシステム海外展開を促進する対話、協力等に

取り組んでいる。令和元年度の取組みは下記のとおりである。

① ASEAN 地域

巨大な単一市場の実現に向け平成27年末に発足したASEAN経済共同体（AEC）においては、地域の連結性強化等による経済発展が重視されており、今後ヒト、モノ等の流れがより活発になってくることが予想される。また、ASEANはアジア地域においても最も我が国建設企業が多く進出しており、堅調な海外売上高を維持していることから、引き続き我が国企業の重要な市場の一つである。

こうした中、ASEAN諸国から依然として多くの制度整備支援要望が寄せられていることを踏まえ、昨年度に引き続き、令和元年7月、土地・建設関連制度の整備普及を担うことができる人材育成促進を目的に、関連制度の講義や現地視察をカリキュラム化した第3回目の「建設産業政策プログラム」を東京にて実施しASEAN諸国等10箇国から10名の行政官が参加した。

(ア) インドネシア

令和元年5月、ジャカルタ中心部における複合施設等の管理・運営事業へ本邦企業が参画することに対し、JOINが出資により支援することを認可（国土交通大臣認可）した。

同年9月から令和2年3月にかけて、インドネシア・バンドン市水道公社と共同で、クラウドGISを活用した下水管路情報データベース構築に関する現地実証事業（WOW TO JAPANプロジェクト）を実施した。

同年11月、日本において第10回日インドネシア交通次官級会合を開催し、両国間の交通分野における重要な協力案件である鉄道、港湾、航空分野等について、課題に対する解決策や今後の協力の方向性等の意見交換を行い、今後もインフラ建設等のハード面と制度構築・人材育成といったソフト面において両国間で緊密な協力・連携を図っていくことを確認した。

同年12月には、赤羽国土交通大臣がインドネシアを訪問し、バスキ公共事業・国民住宅大臣及びブディ運輸大臣と会談を行い、水・防災、港湾、道路、鉄道等の分野における両国間の協力プロジェクトの現状認識や課題について議論を行うとともに、国土交通省とインドネシア公共事業・国民住宅省間で社会資本整備に関する協力覚書^注を締結した。

令和2年2月、インドネシアにおいてインフラメンテナンスセミナーを開催し、セミナーでは道路分野を中心としたインフラメンテナンスをテーマに、日本政府の取組みと日本企業の技術・サービスをプレゼンするとともに、インドネシアにおけるインフラメンテナンス事業への参画・協働に向けたネットワーク構築を支援した。また、同月、不動産分野における相互理解の促進や我が国企業の更なる進出の支援等を目的として、ソフィヤンインドネシア土地空間計画大臣等出席の下、「日・インドネシアジャカルタ首都圏不動産開発セミナー」を開催し、両国不動産企業間のビジネスマッチングを行った。

同年3月、ジャカルタ及びマカッサルにおける高速道路運営事業へ本邦企業が参画することに対し、JOINが出資により支援することを認可（国土交通大臣認可）した。

(イ) カンボジア

平成29年度及び30年度の2箇年度にかけて、国土整備・都市化・建設省に対し建設法の策定支援を行い、令和元年11月3日に建設法が施行された。

^注 社会資本整備及びその関連分野における能力の強化と増大を目的とした国土交通省と公共事業・国民住宅省間の協力覚書

(ウ) シンガポール

令和元年12月、赤羽国土交通大臣がシンガポールを訪問し、コーインフラ統括兼運輸大臣と会談を行い、港湾、航空分野をはじめとした国土交通分野における両国間の協力を引き続き進めていくことを確認した。

(エ) タイ

バンコク首都圏鉄道レッドラインの初編成車両がタイに到着し、令和元年11月、到着式典を開催した。

(オ) フィリピン

令和元年12月に貿易産業省との間で建設関連分野における相互理解の促進や我が国企業のプレゼンスの向上等を目的として、「日本・フィリピン建設会議」を開催した。また、平成29年11月に貿易産業省と締結した建設人材の育成に関する覚書に基づき実施している現地建設人材の育成事業を継続して実施した。さらに、我が国中堅・中小建設企業の海外展開の促進に向けて、フィリピンの工科系大学の卒業生を対象とした合同就職説明会（Job Fair）も開催した。

(カ) ベトナム

令和元年7月に、第11回ベトナム高速道路セミナーを、同年9月にベトナム高速道路セミナー・舗装研究部会の研究チームワーキングを、それぞれベトナムにおいて開催し、意見交換を実施した。

また、同年11月には、中堅・中小建設企業のベトナム進出に向けた、ネットワーク構築や人材の育成・確保の観点から、ハノイ及びホーチミンに訪問団を派遣した。両都市において、工科系大学生を対象とした合同就職説明会（Job Fair）を開催し、多くの学生が来場した。ハノイにおいては、現地建設企業とのビジネスマッチングを開催し、事業展開のためのパートナー関係の構築を図った。

同年12月、建設省との間に締結している下水道分野に関する協力覚書（平成29年4月更新）に基づき下水道分野に関する第13回政府間会議を実施した。

令和2年1月、国土交通省とベトナム農業農村開発省は、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防災協働対話」について取り組みを継続し、さらに充実した議論を行うべく、大臣間の覚書を締結した。

同年3月、ホーチミン市における集合住宅、商業施設等を整備する都市開発事業へ本邦企業が参画することに対し、JOINが出資により支援することを認可（国土交通大臣認可）した。

我が国の土地評価制度の導入に向けた調査およびパイロット事業を、令和元年度にハイフォン及びホーチミンにおいて実施した。

(キ) マレーシア

令和元年5月、工藤国土交通大臣政務官がマレーシアを訪問し、ダム再生や3L水位計^注等の我が国の技術についてトップセールスを行うとともに、水防災・水資源分野における両国の協力関係をより一層強化していくことを確認した。

また、同年6月、ゼイビア大臣による石井大臣への訪問により、マレーシアのダム安全・再生等へ

注 3L（Low cost, Long Life, Localized）による洪水時の観測に特化した危機管理型水位計

の関心を確認するとともに、ワークショップ等により両国の技術連携の可能性を探ることで一致した。

これらを受けて、同年10月、「ダム安全に関する防災協働対話」を開催し、ダムの点検・再生、3L水位計等の分野における日本の技術・知見を共有する等、両国の協力を継続していくことを確認した。

さらに地下水管理についても、同月、「日・マレーシア地下水管理に関する共同ワークショップ」を開催し、地下水管理に関して、我が国の知識と技術の共有の重要性とマレーシアのニーズに合わせた地下水管理分野での協力を継続していくことを確認した。

令和2年1月には、和田国土交通大臣政務官がマレーシアを訪問し、カマルディン運輸副大臣と会談を行い、我が国の交通運輸分野における質の高いソフトインフラ（先端技術、制度・基準、運営・運用ノウハウ、人材育成等）及びMaaSが、マレーシアにおける安全で効率的な交通運輸ネットワークの構築に大きく貢献できることを説明した。また併せて、和田国土交通大臣政務官出席の下、我が国の交通運輸分野におけるソフトインフラを幅広く海外展開するため「日マレーシア交通運輸技術連携セミナー」を開催した。本セミナーには、両国の政府関係者や民間企業など100名超が参加し、活発な意見交換が行われた。

(ク) ミャンマー

令和元年6月、篠原国土交通審議官がミャンマーを訪問し、ティラワ港（フェーズ1）グランドオープン式典に出席した。

同年7月、阿達国土交通大臣政務官がミャンマーを訪問し、日本から供与した旅客船の供与式典にも出席したほか、政府要人と鉄道、港湾、航空等の分野における政策課題について協議を行った。

同年10月から令和2年3月にかけて、ミャンマー政府等と共同で、排水ポンプ車を活用した局所的な浸水対策に関する現地実証事業（WOW TO JAPANプロジェクト）を実施した。

同年12月、赤羽国土交通大臣がミャンマーを訪問し、タン・スィン・マウン運輸・通信大臣及びハン・ゾウ建設大臣と会談を行い、港湾、空港、鉄道、住宅・都市開発、道路等の分野における政策課題について協議するとともに、両国間の協力関係を一層強化するため、ミャンマー運輸・通信省との間で、航空分野及び港湾分野に関する協力覚書を締結した。さらに、住宅・都市開発分野に関し、日本企業・団体の参加を得てミャンマー建設省との意見交換会を開催するとともに、独立行政法人都市再生機構と建設省との覚書の署名に立ち会った。

令和2年3月、ヤンゴン・ヤンキン地区における複合施設の建設・運営事業へ本邦企業が参画することに対し、JOINが出資等により支援することを認可（国土交通大臣認可）した。

②南アジア

(ア) インド

令和元年6月の日印首脳会談において、両首脳はムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の成功に向け、事業の進捗を確認し、事業の着実な進展を図ることで一致した。

また、同月、阿達国土交通大臣政務官はインドを訪問し、現地鉄道関係者との意見交換、ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道事業の建設予定地等の視察を行った。同年10月に「第11回都市開発に関する日印交流会議」を開催し、水環境、都市開発、都市交通等について、意見交換を実施した。

また、水分野の協力を強化することを目的として、同年12月、国土交通省水管理・国土保全局とインド水活力省水資源・河川開発・ガンガ再生局の間で協力覚書を締結した。

令和2年1月、東京において「第6回日印道路交流会議」を開催し、山岳地域における斜面对策及び道路構造物の建設・維持管理等について意見交換を実施した。

(イ) バングラデシュ

平成31年3月にPPP庁との間で開催した第3回日バングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォーム会合の結果を踏まえ、第4回会合の早期開催も見据えつつ、政府間協力のもとで案件形成が行われている各種プロジェクトの実現に向けて取り組んでいる。

③米国

米国とは平成29年4月に日米経済対話が開始され、令和2年1月には、日米貿易協定が発効するなど、様々な分野で関係が強化されている。

特にインフラ分野においては、日米協力の象徴的なプロジェクトであるテキサス高速鉄道等の実現に向けた連携や高齢者の住まいに関する日米共同研究等に加えて、平成29年10月に署名した米国運輸省との協力覚書に基づき、米国との間で、インフラ整備に係る知見の共有等を図るため、日米インフラフォーラムを開催している（第1回（30年1月）：ワシントンD.C.、第2回（30年11月）：インディアナ州、第3回（令和2年2月）：テキサス州）。第3回フォーラムでは、日本側から、インフラメンテナンス技術やPPPの経験、スマートシティ及びモビリティに係る取組み、ファイナンス支援について紹介する一方、米国側からは、テキサス州において計画されているプロジェクト等の説明が行われるとともに、日本との連携強化について期待が示された。

④中東

(ア) サウジアラビア

平成31年4月、同国の交通プロジェクトについて日本企業に対し情報提供するセミナーを国内で開催した。令和2年2月、さらに詳細の情報提供をするセミナーを同国で開催し、本邦企業がサービスや実績を売り込むセッションを設けてビジネスマッチングの機会を提供したほか、現地視察も実施した。

(イ) トルコ

平成30年3月に経済省（当時）と締結した第三国における建設分野に関する協力覚書に基づき、令和元年5月、ウズベキスタンで開催した官民インフラ会議等にトルコ貿易省・建設企業等が参加しセミナー・ビジネスマッチングを実施した。

また令和元年11月には、質の高いインフラ等をテーマにした「第5回日本・トルコ建設産業会議」を開催し日本とトルコ両国企業によるビジネスマッチングも実施した。

⑤ロシア

政府全体の方針である「ロシアの生活環境大国、産業・経済の革新のための協力プラン」に基づき、都市環境、運輸、観光分野での協力を進めているところであり、令和元年9月に開催された東方経済フォーラムにおいても、両首脳の間で「協力プラン」の進捗が確認され、今後も協力を推進していくことで一致した。

同国の都市環境分野では、8項目からなる「協力プラン」のうち、「快適・清潔で住みやすく、活

動しやすい都市作り」の具体化に向け、「日露都市環境問題作業部会」を通じて協力を進めており、同年8月に第11回総括会合、11月に第12回総括会合を開催した。また、同年6月に、既存のモデル都市であるヴォロネジ市、ウラジオストク市に加えて、新たにサンクトペテルブルク市を追加することを提案し、当地での協力の具体化に向け協議を実施している。

運輸分野では、平成24年に「日露運輸作業部会」を設置し、27年の第2回以降、日露両国において毎年交互に開催しており、鉄道・港湾・航空・海事などの分野についての意見交換を行っている。さらに、専門的な議論を行うため、「港湾当局間会合」、「鉄道専門家会合」、「観光交流促進協議会」を設置し、協力の具体化に向けた議論を実施しており、令和元年度は同年8月に鉄道専門家会合を開催し、専門家間で意見交換を行った。

⑥中央アジア

平成27年10月の総理の中央アジア地域訪問のフォローアップとして、日本の技術・ノウハウを活用した案件形成を促進するため、令和元年5月にウズベキスタンにおいて「第3回日・ウズベキスタン官民インフラ会議」を開催し、国土交通省、ウズベキスタンイノベーション省との間で都市におけるインフラ投資を推進するための協力覚書を締結するとともに、ウズベキスタンでのインフラ整備実績を有するトルコ企業の参加を得た上で、ビジネスマッチング等を行った。

同年12月、両国間の観光交流を促進するため、「日本国観光庁及びウズベキスタン共和国観光開発委員会との観光分野における覚書」を締結した。

⑦中南米

平成31年4月から令和元年5月にかけて、阿達国土交通大臣政務官はパナマとペルーを訪問し、政府要人等と会談を行い、パナマ運河の円滑な通航に向け意見交換を行うとともに、ペルーで文化交流の拠点である日秘文化会館を訪問し、現地日系団体との意見交換を行った。

令和2年1月、青木国土交通副大臣はパナマとメキシコを訪問し、政府要人等と会談を行い、パナマ運河通航料の値上げを踏まえ、運河利用者の意見を踏まえた適正かつ透明性のある通航料金の設定等について要請した。メキシコでは経済及び海運業の現状について、現地日系企業関係者と意見交換を行った。

⑧アフリカ

TICAD VIにあわせて平成28年8月にケニアにて開催した「日・アフリカ官民インフラ会議」において採択された閣僚宣言を踏まえて設立した「アフリカ・インフラ協議会」(JAIDA)を活用し、我が国の「質の高いインフラ」を支える技術や経験等についてアフリカ各国に対して積極的に情報発信をするとともに、相手国との官民双方の関係構築を促進した。

これまでアフリカ11箇国(ケニア、エチオピア、モザンビーク、タンザニア、コートジボワール、ナイジェリア、ウガンダ、ザンビア、ガーナ、マダガスカル、セネガル)において「官民インフラ会議」(閣僚級)を開催してきたところ、令和元年度は、令和元年6月にガーナ、2年1月にエチオピアにて同会議を開催した。

さらに、元年8月には日本で開催されたTICAD7の機会をとらえて、7箇国・機関から8大臣を招き「第2回日・アフリカ官民インフラ会議」を開催するとともに、石井大臣、阿達国土交通大臣政務官とアフリカ各国のインフラ担当大臣との間で二国間会談を実施し、「質の高いインフラ投資」に対

する更なる理解を深めるとともに、官民連携による案件形成に向けた議論を行った。

このうち、ガーナ、チュニジアとはインフラ協力に関する覚書を大臣間で締結した。

⑨東アジア

平成30年7月、秋本国土交通大臣政務官は韓国で開催された「第7回日中韓物流大臣会合」に出席し、シャーシの相互通行の拡大、北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）の日中韓における対象港湾の拡大やASEAN諸国等への拡大に向けた検討等、日中韓3国間の物流分野における協力の推進について合意した。

平成31年4月、石井国土交通大臣は第5回日中ハイレベル経済対話に出席し、王毅國務委員兼外交部長を始め、中国の経済担当の大臣と議論を行った。

令和元年5月、石井国土交通大臣は香港を訪問し、キャリー・ラム香港特別行政区行政長官と会談し、質の高いインフラの展開について意見交換を行った。

この他、中国については、日中間におけるインフラ整備に関する第三国連携の動きが出てきており、平成30年9月に「日中民間ビジネスの第三国展開推進に関する委員会」が、10月に「日中第三国市場協力フォーラム」が開催された。こうした動きを踏まえ、第三国での日中の連携に取り組んでいく。

コラム 「日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」の開催

国土交通省は、ASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）^{注1}への協力を推進するため、令和元年10月8・9日、「日ASEAN スマートシティ・ネットワーク ハイレベル会合」を、ASEAN諸国及び国内関係省庁と連携して開催し、2日間合計で約800名にご参加いただきました。（なお、本週を「アジア・スマートシティ・ウィーク」とし、10月8日～10日に横浜市が主催した「第8回アジア・スマートシティ会議」、10月9日に内閣府・世界経済フォーラム第四次産業革命日本センターが主催した「グローバル・スマートシティ・アライアンス設立会合」と連携開催。）

同会合では、シンポジウム、分科会等により、日本の技術・ノウハウの発信とともに、ASEAN各都市の課題・ニーズを共有いたしました。また、官民ビジネスマッチングセッション等を通じて、参加者間のネットワーク構築を図りました。9日のクロージングにおいては、成果文書を採択し、各府省・民間企業等で設立した「日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会」（JASCA）^{注2}を主体に今後ASEANでのスマートシティ実現に向けて協力をしていくことなどを確認いたしました。さらに、本会合期間中に、ASEAN各都市や政府系機関との間で覚書等の署名が行われるなど、個別の協力関係も構築したところです。

以上のハイレベル会合及びJASCA組成といった、国土交通省を中心として関係府省が連携して行っている取組みは、大きな外交成果として、直近の日ASEAN首脳会議（同年11月4日）の中でも、安倍総理から冒頭発言で言及され、議長声明においても、「ASEAN首脳は、同年10月に横浜で開催された日ASEANスマートシティネットワークハイレベル会合の成功を含む、ASEANスマートシティネットワーク（ASCN）に対する日本の支援、及び、官民協議会（JASCA）を通じた継続

的協力を歓迎。」と明記されるなど、日ASEAN連携の主要案件として取り上げられています。

こうした日本の協力の次の最初のステップとして、ASEANの各都市の課題、ニーズ及び目指すべき姿についての幅広い分析や、これら課題・ニーズに対応した包括的な解決策の検討・調査を行うこととしています。具体的には、当該都市・国に関心のあるJASCA会員企業等と連携し、我が国技術・ソリューションの提案やマッチングを主体とするフォローアップ会合を現地で開催すること等の活動を行っています。

今後も、こうした取組みを踏まえながら、引き続き政府一丸となってスマートシティ海外展開に取り組んで参ります。

御法川国土交通副大臣による
シンポジウム開会挨拶



資料) 国土交通省

分科会の様子



資料) 国土交通省

シンポジウムの様子



資料) 国土交通省

注1 2018年に開始された、ASEANの各都市のスマートシティ促進を目的としたASEANの取組み。ASEAN10箇国から26都市が選ばれ、民間企業・諸外国との連携を通じたプロジェクトの推進が目指されている。

注2 関係府省、民間企業、自治体、独法等が連携し、ワンストップの窓口として国（都市）ごとに案件組成を推進する体制

第2節

国際交渉・連携等の推進

1 経済連携における取組み

(1) RCEP等の経済連携協定／自由貿易協定（EPA／FTA）

我が国は、アジア・太平洋地域、東アジア地域、欧州等との経済連携を戦略的に推進しており、令和2年3月現在、18の国・地域とのEPAについて、発効済み・署名済みであるほか、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）等の締結に向けた交渉に取り組んでいる。EPA/FTAを活用し、我が国の運輸、建設業等の国際競争力の強化及び海外展開の推進の観点から、相手国の外資規制の撤廃・緩和等を通じたサービス分野の自由化、相手国の政府調達に関する参加機会の拡大に取り組んでいる。

RCEPについては、平成25年5月から、ASEAN諸国、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インドの16箇国により交渉を開始した。令和元年11月に開催された第3回RCEP首脳会議の後に発出された「RCEPに係る共同首脳声明」においては、インドを除く15箇国が、全20章に関する条文ベースの交渉及び基本的に全ての市場アクセス上の課題への取組みを終了したことに留意し、令和2年における署名のために法的精査を開始することになった。また、インドの未解決の課題の解決のために全てのRCEP参加国がともに作業していくこととなった。

このほか、令和2年1月31日、英国がEUを離脱したことを受け、同年6月には英国との新たな経済パートナーシップの構築のための交渉を開始した。

(2) 世界貿易機関 (WTO)

WTOは、多角的貿易体制の中核であり、①貿易自由化・ルール形成のための交渉の場、②加盟国によるWTO協定の履行状況の監視、③加盟国間のWTO協定上の貿易紛争を手続に従って解決する制度の運用という機能を果たしている。

日本を含む有志国・地域により、サービス分野の一層の貿易自由化を目的とした新サービス貿易協定 (TiSA) の策定に向けた議論が行われており、平成25年6月から交渉を開始している。

2 国際機関等への貢献と戦略的活用

(1) アジア太平洋経済協力 (APEC)

APECは、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けて、貿易・投資の自由化、ビジネスの円滑化、経済・技術協力等の活動を行う経済協力の枠組みであり、国土交通省では、APECの交通・観光分野に係る大臣会合及び作業部会に積極的に取り組んでいる。

交通分野では、地域内のモノと人の流れを円滑化し貿易と投資を支えるべく交通大臣会合が開催されている。

平成29年10月にパプアニューギニアで開催された第10回APEC交通大臣会合では、強靱かつ持続可能な交通やイノベーションを通じた地域連結性をテーマとした議論が行われ、我が国からは、「インフラプロジェクトにおけるPPPの促進」のテーマでプレゼンテーションを行い、これらの議論が共同大臣宣言として取りまとめられた。

また、APECの交通分野を取り扱う作業部会「APEC交通ワーキンググループ」の第48回会合が令和元年11月にモスクワにて開催され、APEC域内の交通分野における自由化・円滑化、保安、安全等について議論された。

国内では、平成31年3月に開催した「APEC質の高いインフラ東京会議」における議論を踏まえ、APEC加盟国・地域における「質の高いインフラ」及びスマートシティの更なる理解の醸成や国際的スタンダード化の推進を図るため、令和2年度以降にAPEC加盟国・地域のインフラ担当省庁幹部を招聘し、「APEC質の高いインフラ投資を通じたスマートシティ会議」を開催することとしている。

(2) 東南アジア諸国連合 (ASEAN) との協力

国土交通省は、ASEANにおける「質の高い交通」をさらに推進するため、平成15年に創設された日本とASEANの交通分野の協力枠組みである「日ASEAN交通連携」の下、道路交通安全に関する共同調査、港湾技術に関する共同研究、マラッカ・シンガポール海峡における水路再測量・海図整備、航空セキュリティ体制支援等、陸上、海上、航空にわたる様々な協力プロジェクトを実施している。これらのプロジェクトの進捗状況について確認するとともに、今後の方向性、新たなプロジェクトについて議論するため、「日ASEAN交通大臣会合」等の会合が毎年開催されている。令和元年11月にベトナム・ハノイで開催され、我が国からは御法川国土交通副大臣が出席した「第17回日ASEAN交通大臣会合」においては、「日ASEAN交通連携」の具体的実施計画である「日ASEAN交通連携ワークプラン2019-2020」とともに、「ASEAN地域へのGNSS教育訓練プロジェクト」、「過積載車両管理のためのICTソリューション実証実験」、「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」、「船舶通航サービス (VTS) 管制官要員の増強」、及び「公共交通におけるバリアフリー推進」の5つの新規協力プロジェクトが承認された。また、これまでのプロジェクトの成果物として、「ASEAN 低環境負荷船普

及戦略」が承認された。

また、国土交通省では、平成30年にASEANが「ASEANスマートシティ・ネットワーク（ASCN）」を設立したことを踏まえ、関係府省とも連携してこれに協力するため、令和元年10月、「日ASEANスマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」を横浜で開催するとともに、「日ASEANスマートシティ・ネットワーク官民協議会（JASCA）」を設立した。令和元年11月の日ASEAN首脳会合においても、これらの取組みを通じ、引き続きASCN推進に日本が協力していくことを確認した。

（3）経済協力開発機構（OECD）

国土交通省では、OECDの活動のうち、国際交通フォーラム（ITF）、交通研究委員会（TRC）、造船部会、地域開発政策委員会（RDPC）並びに観光委員会に参画している。

ITFは、60カ国の交通担当大臣を中心に、年1回、世界的に著名な有識者・経済人を交え、交通政策に関するハイレベルかつ自由な意見交換を行うITF交通大臣会合を開催しており、これまで、交通分野に関する気候変動問題、自動運転やインフラファイナンス等に関して議論を行ってきた。令和元年5月の大臣会合では、「地域統合のための交通連結性」をテーマとして、COP24を踏まえた気候変動対策や新しいモビリティのガバナンスのあり方等について、様々な角度から議論が行われた。

TRCでは、加盟国に共通した政策課題について調査研究を行っており、平成31年3月には我が国が議長を務めたワーキンググループの報告書「Smart Use of Roads」が刊行された。

造船部会は、造船に関する唯一の多国間フォーラムとして、国際造船市場に関する政策協調のため重要な役割を担っており、造船に関する公的支援の適正化や透明性確保、輸出信用等に関する議論を行っている。29年より、市場を歪曲する公的助成を防止するための国際規律の策定等についての議論を進めてきたが、韓国の強い反対により合意に至らず、令和元年12月の第129回造船部会において、議論を当面凍結することが決定された。他方、各国の支援策の報告制度の改善や政策レビュー強化のための議論が進んでおり、引き続き、OECD造船部会における各国との政策協調のための議論を継続的に実施し、公正な競争条件の確保に努める。

RDPCでは、国土・地域政策等に関する各加盟国の政策レビューや、土地利用のガバナンスに関する調査等に積極的に取り組んでいる。平成31年3月には由木国土交通審議官が閣僚級会合に出席し、世界の中長期的な変動（メガトレンド）を踏まえた地域・都市政策のあり方についての議論に参加した。

観光委員会では、各国の観光関連政策のレビューや、観光統計データの整備及び分析等を行っている。我が国は同委員会の副議長国として活動しており、同委員会と積極的に連携している。令和元年10月に日本が議長国として開催したG20観光大臣会合においては、充実した議論を行うため、OECDから調査結果の報告があった。

（4）国際連合（UN）

①国際海事機関（IMO）

IMOは、船舶の安全・環境等に関する国際ルールを定めている国連の専門機関である。我が国は、世界の主要海運・造船国として同機関の活動に積極的に参加しており、環境関係の条約を採択する委員会の議長は日本人が務めている。

令和元年度には、国際海運からの温室効果ガス（GHG）排出削減のための就航済み船舶への対策等新たな国際ルールをIMOに提案した他、船用燃料油の硫黄分濃度規制の統一の実施のための不正

対策ルール の策定、自動運航船の実証運航に関する指針の策定等に積極的に貢献した。

また、元年11月に開催された第31回総会における理事国選挙の結果、我が国はカテゴリーA（主要海運国）においてトップで再選を果たした。

②国際民間航空機関（ICAO）

ICAOは、国際民間航空の安全かつ秩序ある発達及び国際航空運送業務の健全かつ経済的な運営に向け、一定のルール等を定めている国連の専門機関の1つである。我が国は加盟国中第3位（令和元年）の分担金を負担し、また、第1カテゴリー（航空輸送において最も重要な国）の理事国として、ICAOの諸活動に積極的に参加し、国際民間航空の発展に寄与している。

③国連人間居住計画（UN-Habitat）

UN-Habitatは、人間居住問題を専門に扱う国連の基金・計画の一つである。我が国は、設立以来の理事国としてUN-Habitatの諸活動に積極的に参加し、我が国の国土・地域・居住環境改善分野での経験、知見を活かした協力を通じ、世界、特にアジアでの人口爆発、急激な都市化に伴う人間居住問題の改善に貢献している。

令和2年2月には、今後20年間の都市化や人間居住に係る課題解決のための国際的な取組指針である「ニュー・アーバン・アジェンダ」の実施における文化とイノベーションが果たす役割の探求をテーマに、第10回世界都市フォーラムがアブダビで開催された。本フォーラムにおいて、我が国として、国土・地域政策、質の高いインフラ投資等を通じて、持続可能で包括的な都市の成長を導くなど、「ニュー・アーバン・アジェンダ」の実現に貢献する旨明言した。また、スマートシティをテーマに、我が国の都市開発・住宅分野の優れた最新技術、インフラシステム等の紹介を目的とした展示を実施した。

④国連における水と防災に関する取組み

「水と災害ハイレベルパネル」の第13・14回会合及び「第4回国連水と災害に関する特別会合」に参加し、水関連災害に関する国際的な意識の高揚、経験や知見の共有、各国施策を前進させるための国際社会の取組みを議論した。また、「第4回国連水と災害に関する特別会合」では事前投資や予防防災の重要性を示す「水防災投資原則」が発表された。

⑤持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年9月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されたことを受け、28年12月に安倍総理を本部長とするSDGs推進本部が、我が国におけるSDGsの実施のための指針（SDGs実施指針）を決定した。令和元年度においては、平成28年の策定以降初めて「SDGs実施指針」を改定するとともに、令和元年のSDGs推進のための具体的施策をとりまとめた『SDGsアクションプラン2020』を決定した。国内外における持続可能な開発の実現に向けて、国土交通省においても「質の高いインフラ投資の推進」等の関連施策を通じて、SDGsの達成に向けて取り組みを行っている。

⑥国連における地理空間情報に関する取組み

国連経済社会理事会に設置されている地球規模の地理空間情報管理に関する国連専門家委員会

(UN-GGIM)に参加し、我が国の経験を活かし、地球規模の測地基準座標系(GGRF)の構築や災害情報を共有するための地理空間情報、サービス等に貢献している。また、我が国はUN-GGIMアジア太平洋地域委員会の副会長、測地基準座標系に関する作業部会長として、国連の取組みに寄与している。

(5) 世界銀行(WB)

国土交通省は、「質の高いインフラ投資」の情報発信のため、世界銀行が実施する各国の住宅・都市開発担当者を対象とした招聘事業(令和元年6月及び2年2月)及び現地でのワークショップ(2年3月:於ケニア)において、日本の住宅供給及び都市開発に関する知見を紹介した。

(6) アフリカ開発会議(TICAD)

アフリカにおける「質の高いインフラ投資」を推進するために、「アフリカインフラ協議会(JAIDA)」と連携し、官民インフラ会議等の取組みを進めているところ、令和元年に日本で開催されたTICAD7の機会をとらえて、7カ国・機関から8大臣を招き「第2回日・アフリカ官民インフラ会議」を開催し、「質の高いインフラ投資」に対する更なる理解を深めるとともに、官民連携による案件形成に向けた議論を行った。

(7) アジア欧州会合(ASEM)

ASEMは、アジア・欧州関係の強化を目指して1996年に発足した対話と協力の場であり、アジア側参加メンバー(21か国と1機関)、欧州側参加メンバー(30か国と1機関)の合計51か国と2機関によって構成される。

令和元年12月に開催された第5回ASEM交通大臣会合では、交通のデジタル化に向けた技術開発の重要性、交通の脱炭素化、環境に優しい交通の重要性などに関する議論が行われた。我が国からは、和田国土交通大臣政務官が出席し、MaaSや自動運転など交通のデジタル化に関する取組みや、交通分野における脱炭素化に向けた取組みを紹介した。

3 各分野における多国間・二国間国際交渉・連携の取組み

(1) 国土政策分野

平成30年8月に設立された、アジア各国等において、政府関係者、国際機関等様々なステークホルダーをネットワーク化し、会議、ウェブサイト等により国土・地域政策に係る課題や知見を共有する仕組みである「国土・地域計画策定・推進支援プラットフォーム(SPP)」の第2回会合を、SPPに関わる様々なステークホルダーが参加する第10回世界都市フォーラムに併せて開催した。会合では、SPPを通じたアジア各国への国土・地域計画策定支援の取組みの紹介及び今後のSPPを通じた支援についてのディスカッションが行われた。

(2) 都市分野

国際的な不動産見本市である「MIPIM」(平成31年3月フランス・カンヌ開催)への日本ブース出展の開催支援等を行っている。

また、令和元年5月は、EUとの間で都市政策に関する政策対話を行った。

ミャンマーに対しては、同国建設省及びヤンゴン地域政府の要請を受け、都市・地域開発計画法関連法令の策定支援を実施するとともに、現地JICA専門家を通じて技術協力を行った。また、タイに対し、同国運輸省の要請を受け、バンスー開発計画の実現に向けて、現地JICA専門家を通じて技術協力を行った。

さらに、令和元年度は新たな支援枠組みの下、タイ及びインド、ベトナムにおいて我が国企業の参入促進のための調査やセミナー等を実施した。

(3) 水分野

水問題は地球規模の問題であるという共通認識のもと、国際会議等において問題解決に向けた議論が行われている。今後、熊本市で第4回アジア・太平洋水サミットの開催が予定されている。同サミットは、アジア・太平洋地域の各国政府首脳級や国際機関の代表などが参加し、アジア、太平洋地域の水に関する諸問題について、幅広い視点から議論を行うものであり、本サミットの円滑な実施のため、関係各省が連携して準備を行った。また、令和元年6月にアメリカ（ワシントン）で開催された日本－世界銀行水災害に関するセミナーにおいて、日本における統合的な渇水リスクマネジメントの取組みとして、全国および流域レベルでの水資源開発計画、需要マネジメント、水利権、環境用水、渇水時の利水者間調整などの取組みを紹介した。

それに加え、水資源分野では、独立行政法人水資源機構を事務局とし関係業界団体や関係省庁からなる「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」を活用し、ミャンマーにおいて統合水資源管理マスタープランの作成に向けた調査を行うなど、水資源分野の案件形成に向けた取組みを実施した。また、アジア河川流域機関ネットワーク（NARBO）と連携し、統合水資源管理（IWRM）の普及・促進に貢献している。このほか、アジアにおける汚水管理の意識向上等を目的としたアジア汚水管理パートナーシップ（AWaP）を平成30年に設立し、国連サミットで採択されたSDGs（ターゲット6.3「未処理汚水の割合の半減」）の目標達成に貢献するための協力関係を参加国・国際機関及び日本下水道事業団を含む関係機関と構築した。

(4) 防災分野

世界の水関連災害による被害の軽減に向けて、災害予防が持続可能な開発の鍵であるという共通認識を形成するため、我が国の経験・技術を発信するとともに、水災害予防の強化に関する国際連帯の形成に努めている。また、相手国の防災課題と日本の防災技術をマッチングさせるワークショップ「防災協働対話」をインドネシアやベトナム、ミャンマー、トルコで実施している。現在、既存ダムを有効活用するダム再生や危機管理型水位計などの本邦技術を活用した案件形成を進めているところである。また、国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）では、統合洪水解析システム（IFAS）や降雨流出氾濫（RRI）モデル等の開発、リスクマネジメントの研究、博士課程及び修士課程を含む人材育成プログラムの実施、UNESCOやアジア開発銀行、及び世界銀行のプロジェクトへの参画及び国際洪水イニシアチブ（IFI）事務局としての活動等を通じ、水災害に脆弱な国・地域を対象にした技術協力・国際支援を実施している。

また、砂防分野においては、イタリア、韓国、スイス及びオーストリアと砂防技術に係る二国間会議を開催しているほか、JICA専門家の派遣等や研修の受入を通じて土砂災害対策や警戒避難、土地利用規制などの技術協力を行っている。

(5) 道路分野

世界道路協会（PIARC）の各技術委員会等に継続的に参画し、積極的に情報発信し国際貢献に努めている。令和元年10月には第26回世界道路会議がアラブ首長国連邦（UAE）・アブダビ首長国において開催され、世界131カ国から約3,750名の道路行政担当者が参加した。会議では「Connecting Cultures, Enabling Economies」をテーマとして、自動運転、インフラの維持管理等、各国の最新動向が報告され、意見交換が行われた。34カ国の大臣等も参加し、数多くの討議セッションが開催された。

また、日ASEAN交通連携の枠組みの下、ASEAN地域における橋梁維持管理の質の向上を目指して新たに「橋梁維持管理技術共同研究プロジェクト」を開始することが、同年11月に開催された第17回日ASEAN交通大臣会合において承認された。

(6) 住宅・建築分野

国際建築規制協力委員会（IRCC）等への参加など、建築基準等に係る国際動向について関係国間での情報交換を行った。

二国間としては、フランス、中国との会合を開催し、省エネ建築、木造建築、既存住宅改修等に関する情報交換等を行った。

ミャンマー・バングラデシュ・フィリピン等に対しては、JICA専門家の派遣やセミナーの開催等を通じて幅広く技術協力を行った。

また、国立研究開発法人建築研究所国際地震工学センター（IISEE）では地震学・地震工学・津波防災の研修を実施し、開発途上国の研究者、技術者の養成を通じて世界の地震防災対策の促進に貢献している。

(7) 鉄道分野

令和元年度も、日EU鉄道産業間対話やインド高速鉄道に関する合同委員会の開催、JICA専門家の派遣を通じた技術協力など、多国間・二国間での連携に向けた取組みを実施している。

また、（一社）海外鉄道技術協力協会（JARTS）や（一社）国際高速鉄道協会（IHRA）において各国要人を招いての国際会議やセミナーを開催するなど、我が国鉄道技術の強みの紹介にも積極的に取り組んでいる。

(8) 自動車分野

平成27年の第13回日ASEAN交通大臣会合にて承認された、「自動車基準・認証制度をはじめとした包括的な交通安全・環境施策に関する日ASEAN新協力プログラム」に基づき、令和元年12月にアジア地域官民共同フォーラムを開催するなど、アジア地域における基準調和・相互認証活動・交通安全・環境保全施策などについて情報交換を行った。

(9) 海事分野

海事分野では、IMOにおける世界的な議題への対応の他、局長級会談等を通じた二国間協力、日ASEAN交通連携を通じた多国間協力の取組み等を実施している。

令和元年度には米国及び中国と局長級会談をそれぞれ8月及び9月に開催し、海事分野における諸問題の解決に向け、情報共有や意見交換を実施したほか、国土交通省とギリシャ海運・島嶼政策省との間で、「海事技術・産業分野における協力覚書」を12月に締結した。

ASEAN等新興国・途上国に対する海上保安能力向上や公共交通インフラの整備として巡視船や旅客船等の供与を行っており、平成31年3月には、ミャンマーに対し新造旅客船を供与した。同年には、我が国は、ジブチ及びサモアに対する船舶供与を行うことで合意した。この他、マラッカ・シンガポール海峡の共同水路測量調査事業の現地調査が30年3月に開始された。

多国間協力に関しては、日ASEAN交通連携協力プロジェクトの一環として、クルーズ分野について、「日ASEANクルーズ振興戦略」に基づき、インドネシアにて現地旅行会社等を対象としたセミナーを開催した。また、ASEAN域内の内航船等において低環境負荷船を普及促進させるため、「ASEAN低環境負荷船普及戦略」を策定（令和元年11月の第17回日ASEAN交通大臣会合において承認）し、また同戦略を推進することを目的に、同年11月、日ASEAN各国の海事担当者による専門家会合を日本で開催した。

その他、洋上浮体技術を活用した物流拠点の事業化可能性の検討、造船分野の人材育成支援等、我が国の優れた海事技術の海外展開にも取り組んでいる。

(10) 港湾分野

北東アジア港湾局長会議やAPEC交通WGを通じて、港湾行政に関する情報交換や、クルーズの促進等を実施している。また、国際航路協会（PIANC）や国際港湾協会（IAPH）等との協調を重視し、政府自らその会員となり、各国の政府関係者等との交流を行うとともに、各種研究委員会活動に積極的に参画している。特にPIANCに関しては、令和元年6月に各国の港湾・航路の専門家を集めた年次総会を開催し、我が国の質の高い港湾技術の発信や、世界の様々な港湾技術に関する最新の知見を得るなど、技術基準等の海外展開・国際標準化の推進にも積極的に取り組んでいる。

さらに、平成30年10月には、LNGバンカリングを促進するための国際的な港湾間協力に関する覚書（28年10月に7箇国8者の港湾当局により署名、29年7月に3箇国3者が追加署名）に、新たにスエズ運河経済特区庁が加わり11箇国12者となり、LNGバンカリング港湾の国際的なネットワークが更に強化された。

(11) 航空分野

令和元年8月、ネパールにて第56回アジア太平洋航空局長会議が開催され、航空安全、航空保安及び航空管制等、航空全般に関するアジア太平洋地域各国の取組みについて意見交換を行った。

(12) 物流分野

第7回日中韓物流大臣会合（平成30年7月）における合意に基づき、環境にやさしい物流、シャーシの相互通行の拡大、北東アジア物流情報サービスネットワーク（NEAL-NET）の加盟国・加盟港湾の拡大等、日中韓の物流分野における協力の推進について中韓と議論を進めた。

また、ASEANにおける我が国コールドチェーン物流の展開を官民で戦略的に推進するため、31年2月に関係機関及び事業者等とともに「ASEANスマートコールドチェーン構想」を策定した。加えて、日ASEAN交通連携の下、令和元年10月にタイと、2年1月にミャンマーと、物流政策対話を実施し、物流環境の改善等を協議したほか、マレーシアにおけるASEAN初のグリーン物流パートナーシップ会議の開催を支援した。元年5月ラオス、同年7月ベトナム物流人材育成事業にも取り組んでいる。

さらに、海上輸送、航空輸送に続く第3の輸送手段としてのシベリア鉄道の利用拡大に向けて、平

成30年度と令和元年度に、ロシア政府と共同で、シベリア鉄道を利用した貨物輸送の実証事業を実施した。

(13) 地理空間情報分野

ASEAN等に対し、電子基準点網の設置・運用支援等を行っている。タイでは、平成27年の日タイ首脳会談での協力合意等を踏まえ、電子基準点網の統合化に向けた知見の共有や専門家派遣を通じ、電子基準点網の整備支援を行っている。ミャンマーでは、ヤンゴン管区の地形図及び電子基準点設置を目的としたヤンゴンマッピングプロジェクトに参画し、令和元年11月には国土地理院で電子基準点に関する技術研修を実施した。また、ベトナムにおいて電子基準点に関するセミナーを開催、中国との間では測量・地図に関する協力会議を開催した。

(14) 気象・地震津波分野

世界気象機関（WMO）の枠組みの下、気象観測データや技術情報の交換に加え、我が国の技術を活かした台風情報等を提供している。また、国際連合教育科学文化機関（UNESCO）政府間海洋学委員会（IOC）の枠組みの下、北西太平洋における津波情報を各国に提供している。

(15) 海上保安分野

海上保安庁は、世界海上保安機関長官級会合、北太平洋海上保安フォーラム、アジア海上保安機関長官級会合といった多国間会合や、二国間での長官級会合、連携訓練等を通じて、捜索救助、海上セキュリティ対策等の各分野で海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。

また、インド太平洋沿岸国の警備、救難、環境防災、海上交通安全、海図作製といった分野における能力向上支援のため、国際協力機構（JICA）や日本財団の枠組みにより、海上保安庁モバイルコーポレーションチームや専門的な

知識を有する海上保安官を専門家として各国に派遣するとともに、各国の海上保安機関等の職員を日本に招へいし、能力向上支援に当たっている。また、海上保安政策に関する修士レベルの教育を行う海上保安政策プログラムを開講し、アジア諸国の海上保安機関職員を受け入れるなどして各国の連携協力、認識共有を図っている。

このほか、海上保安庁は国際水路機関（IHO）の委員会等における海図作製に関する基準の策定、コスパス・サーサット機構における北西太平洋地域の取りまとめ、国際航路標識協会（IALA）の委員会等におけるVDES注1の開発に係る検討、アジア海賊対策地域協力協定（ReCAAP）に基づく情報共有センターへの職員の派遣など、国際機関へ積極的に参画している。

図表 II -9-2-1

「フィリピン沿岸警備隊に対する高速小型艇等を用いた海上法執行訓練」



資料) 国土交通省

第3節

国際標準化に向けた取組み

(1) 自動車基準・認証制度の国際化

安全で環境性能の高い自動車を早期・安価に普及させるため、我が国は国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）等に積極的に参加し、安全・環境基準の国際調和を推進するとともに、その活動を通じ、高度な自動運転技術などの優れた日本の新技術を国際的に普及させていくこととしている。このような活動を推進するため、具体的には、①日本の技術・基準の戦略的国際標準化、②国際的な車両認証制度（IWVTA）の実現、③アジア諸国の国際基準調和への参加促進、④基準認証のグローバル化に対応する体制の整備、の4つの柱を着実に実施し、自動車基準認証制度の国際化を推進している。

(2) 鉄道に関する国際標準化等の取組み

欧州が欧州規格の国際標準化を積極的に推進する中、日本の優れた技術が国際規格から排除されると、鉄道システムの海外展開に当たって大きな障害となる可能性があるなど、鉄道分野における国際競争力へ大きな影響を与えることから、鉄道技術の国際標準化を推進することが重要である。このため、鉄道関係の国際規格を一元的に取り扱う組織である（公財）鉄道総合技術研究所「鉄道国際規格センター」において、鉄道の更なる安全と鉄道産業の一層の発展を図るべく、活動を行っている。

このような取組みの結果、国際標準化機構（ISO）の鉄道分野専門委員会（TC269）では議長として国際標準化活動を主導し、国際電気標準会議（IEC）の鉄道電気設備とシステム専門委員会（TC9）と併せ、それぞれにおける個別規格の提案・審議等の国際標準化活動で中心的な役割を担い、成果を上げている。引き続き、これら国際会議等における存在感を高め、鉄道技術の国際標準化の推進に取り組むこととしている。

また、国内初の鉄道分野における国際規格の認証機関である（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所は、鉄道認証室設立以来、着実に認証実績を積み重ね、鉄道システムの海外展開に寄与している。

(3) 船舶や船員に関する国際基準への取組み

我が国は、海運の環境負荷軽減や安全性向上を目指すとともに、我が国の優れた省エネ技術等を普及するため、国際海事機関（IMO）におけるSOLAS条約^{注1}、MARPOL条約^{注2}、STCW条約^{注3}等による基準の策定において議論を主導している。

また、海上保安庁は、国際水路機関（IHO）傘下の作業部会での海図や水路書誌、航行警報等の国際基準に関する議論に参画している。さらに、船舶交通の安全を確保するとともに、船舶の運航能率のより一層の増進を図るため、国際航路標識協会（IALA）e-Navigation委員会において新たな海上データ通信方式であるVDESの国際標準化に関する議論を主導している。

(4) 土木・建築分野における基準及び認証制度の国際調和

土木・建築・住宅分野において、外国建材の性能認定や評価機関の承認等の制度の運用や、JICA等による技術協力等を実施し、また、設計・施工技術のISO制定に参画するなど、土木・建築分野に

注1 海上における人命の安全のための国際条約

注2 船舶による汚染の防止のための国際条約

注3 船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約

における基準及び認証制度の国際調和の推進に取り組んでいる。また、我が国の技術的蓄積を国際標準に反映するための対応と、国際標準の策定動向を考慮した国内の技術基準類の整備・改定等の双方について検討を進めている。

(5) 高度道路交通システム（ITS）の国際標準化

効率的なアプリケーションの開発、国際貢献、国内の関連産業の発展等を図るため、ISOや国際電気通信連合（ITU）等の国際標準化機関におけるITS技術の国際標準化を進めている。

特にITSの国際標準化に関する専門委員会（ISO/TC204）に参画し、ETC2.0で収集したプローブ情報の活用等に関する標準化活動を行っている。また、国連の自動車基準調和世界フォーラム（WP29）の自動運転に係る基準等について検討を行う各分科会等の共同議長等又は副議長として議論を主導している。衝突被害軽減ブレーキに関する国際基準が令和元年6月に成立するなど、着実に国際基準の策定を進めている。

(6) 地理情報の標準化

地理空間情報を異なる地理情報システム（GIS）間で相互利用する際の互換性を確保することなどを目的として、ISOの地理情報に関する専門委員会（ISO/TC 211）における国際規格の策定に積極的に参画している。あわせて、国内の地理情報の標準化に取り組んでいる。

(7) 技術者資格に関する海外との相互受入の取決め

APECアーキテクト・プロジェクト、APECエンジニア・プロジェクトでは、一定の要件を満たすAPEC域内の建築設計資格者、構造技術者等に共通の称号を与えている。APECアーキテクト・プロジェクトでは、我が国は、オーストラリア、ニュージーランドとの二国間相互受入の取決めの締結、APECアーキテクト中央評議会への参加等を通じ、建築設計資格者の流動化を促進している。

(8) 下水道分野

我が国が強みを有する下水道技術の海外展開を促進するため、現在、「水の再利用」に関する専門委員会（ISO/TC282）、「汚泥の回収、再生利用、処理及び廃棄」に関する専門委員会（ISO/TC275）、「雨水管理」に関するワーキンググループ（ISO/TC224/WG11）等へ積極的・主導的に参画している。

(9) 物流システムの国際標準化の推進

我が国物流システムの国際標準化を推進し、ASEAN等において、物流環境の改善への貢献とともに、我が国物流事業者が物流需要を確実に捉えられる環境醸成を図っている。平成30年に承認された「日ASEANコールドチェーン物流ガイドライン」を基とした事業者間（BtoB）のサービス規格「JSA-S1004」と、一般消費者対象（BtoC、CtoC）のサービス規格「ISO23412」を、令和2年度内に発行し、今後、中国、ASEAN等において、両規格の普及を支援することとしている。

(10) 港湾分野

日ベトナム間で、平成26年に署名し、29年に更新した「港湾施設の国家技術基準の策定に関する協力に係る覚書（MOU）」に基づき、我が国のノウハウを活用した、ベトナムの国家技術基準の策定協力を実施しており、令和2年3月までに、8項目の基準を策定している。